

景観形成基準比較表

…既存の基準から継承している部分 …既存の基準から削除したもの 無印のものはすべて新規

○施設の用途ごとの基準（住居系施設、商業系施設、工業系施設の3種）から、土地利用方針に応じた基準（次の表の5種）へと変更する。

○敷地単位での景観誘導という視点から、周辺との調和を踏まえた景観誘導へと発展させる。

○既存の基準を継承した上で、審議会の意見を踏まえ、緑化の基準を充実させている。

		1. 住居系土地利用	2. 商業系土地利用	3. 複合系土地利用（沿道型複合地）	4. 複合系土地利用（住工共生地）	5. 工業系土地利用
配置 現在：1～4項目 ↓ 改定：3～4項目		●まち並みに連続性を生み出し、ゆとりある配置となるよう工夫する。	●道路等と連続したオープンスペースなどについては、公共空間とのつながりに配慮した配置とする。	●道路等と連続したオープンスペースなどについては、公共空間とのつながりに配慮した配置とする。	●道路等の公共空間と周辺との関係性を考慮し、ゆとりある配置となるよう配慮する。	●道路等の公共空間と周辺との関係性を考慮し、ゆとりある配置となるよう配慮する。
			●まち並みの連続性に配慮しつつ、駐車場などの出入口は、にぎわいを損なわないように配置する。	●まち並みの連続性に配慮しつつ、駐車場などの出入口は、にぎわいを損なわないように配置する。		
		●駐車場は道路から自動車が直接見えにくい配置とするか、植栽等により周囲の景観と調和した配置とする。	●駐車場は道路から自動車が直接見えにくい配置とするか、植栽等により周囲の景観と調和した配置とする。	●駐車場は道路から自動車が直接見えにくい配置とするか、植栽等により周囲の景観と調和した配置とする。	●駐車場は道路から自動車が直接見えにくい配置とするか、植栽等により周囲の景観と調和した配置とする。	●駐車場は道路から自動車が直接見えにくい配置とするか、植栽等により周囲の景観と調和した配置とする。
		●敷地内には、地域の特徴づけにつながる緑や季節を感じさせる草木等を周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、配置する。	●敷地内には、可能な範囲で地域の特徴づけにつながる緑や季節を感じさせる草木等を周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、配置する。	●敷地内には、可能な範囲で地域の特徴づけにつながる緑や季節を感じさせる草木等を周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、配置する。	●敷地内には、地域の特徴づけにつながる緑や季節を感じさせる草木等を周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、配置する。	●敷地内には、地域の特徴づけにつながる緑や季節を感じさせる草木等を周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、配置する。
		●敷地内に複数の棟を配置する場合は、全体として一体感を生み出すよう工夫する。				
形態意匠 外壁等 現在：2～4項目 ↓ 改定：4～5項目		●壁面は、きめ細かな表情づくりを工夫する。	●壁面や開口部は、まち並みのスケール感に応じたきめ細かな表情づくりを工夫する。	●壁面や開口部は、まち並みのスケール感に応じたきめ細かな表情づくりを工夫する。	●壁面はきめ細かな表情づくりを工夫するとともに、長大な壁面が生じる場合は単調にならないよう工夫する。	●長大な壁面が生じる場合は、単調にならないよう工夫する。
		●まち並みに調和したデザインとする。	●まち並みに調和したデザインとする。	●まち並みに調和したデザインとする	●まち並みに調和したデザインとする	●まち並みに調和したデザインとする
			●駅周辺や商店街では、低層部はにぎわいの連続性に配慮したデザインとする。	●商店街では、低層部はにぎわいの連続性に配慮したデザインとする。	●工業系施設の場合、親しみやすさとともに、特徴的な素材や形態をいかした景観の演出にも配慮してデザインする。	●工業系施設の場合、親しみやすさとともに、特徴的な素材や形態をいかした景観の演出にも配慮してデザインする。
		●中高層住居系施設や商業・業務系施設の場合、エントランス（玄関）は、わかりやすく印象的なデザインとする。	●中高層住居系施設や商業・業務系施設の場合、エントランス（玄関）は、わかりやすく印象的なデザインとする。	●中高層住居系施設や商業・業務系施設の場合、エントランス（玄関）は、わかりやすく印象的なデザインとする。	●中高層住居系施設や商業・業務系施設の場合、エントランス（玄関）は、わかりやすく印象的なデザインとする。	●中高層住居系施設や商業・業務系施設の場合、エントランス（玄関）は、わかりやすく印象的なデザインとする。
		●敷地内の立体駐車場は、建物本体と調和するようデザインする。	●敷地内の立体駐車場は、建物本体と調和するようデザインする。	●敷地内の立体駐車場は、建物本体と調和するようデザインする。	●敷地内の立体駐車場は、建物本体と調和するようデザインする。	●敷地内の立体駐車場は、建物本体と調和するようデザインする。

景観形成基準比較表（続）

…既存の基準から継承している部分

…既存の基準から削除したもの

無印のものはすべて新規

		1. 住居系土地利用	2. 商業系土地利用	3. 複合系土地利用（沿道型複合地）	4. 複合系土地利用（住工共生地）	5. 工業系土地利用
形態意匠 (続)	屋根 現在・改定：1項目	●落ち着いた屋根形状とし、周辺の建物と調和するようデザインする。	●周辺のまち並みに秩序とリズムを生み出す屋根形状とするなど、周辺の建物と調和するようデザインする。	●周辺の建物と調和するようデザインする。	●周辺の建物と調和するようデザインする。	●周辺の建物と調和するようデザインする。
	屋外設備等 現在：1項目 ↓ 改定：2項目	●室外機や屋上設備などの設備機器は、周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、目立たないよう工夫する。	●室外機や屋上設備などの設備機器は、周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、目立たないよう工夫する。	●室外機や屋上設備などの設備機器は、周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、目立たないよう工夫する。	●室外機や屋上設備などの設備機器は、周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、目立たないよう工夫する。	●室外機や屋上設備などの設備機器は、周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、目立たないよう工夫する。
		●外階段は建物と一体的に計画するなど、建物本体との調和を図る。	●外階段は建物と一体的に計画するなど、建物本体との調和を図る。	●外階段は建物と一体的に計画するなど、建物本体との調和を図る。	●外階段は建物と一体的に計画するなど、建物本体との調和を図る。	●外階段は建物と一体的に計画するなど、建物本体との調和を図る。
	外構・緑化等 現在：1項目 ↓ 改定：3～4項目	●まち並みに表情を持たせるよう、敷地の接道部のデザインを工夫する。	●敷地の接道部は、にぎわいの連続性の確保や緑化による歩行空間の魅力向上に配慮する。	●敷地の接道部は、にぎわいの連続性の確保や緑化による歩行空間の魅力向上に配慮する。	●敷地の接道部は、閉鎖的な塀の設置は避けるなど開放的にしつつ、ゆとりのあるデザインとする。	●敷地の接道部は、閉鎖的な塀の設置は避けるなど開放的にしつつ、ゆとりのあるデザインとする。
		●駐車場の緑化、建物の壁面緑化等により、緑豊かな空間づくりに努める。	●駐車場の緑化、建物の壁面緑化等により、緑豊かな空間づくりに努める。	●駐車場の緑化、建物の壁面緑化等により、緑豊かな空間づくりに努める。	●駐車場の緑化、建物の壁面緑化等により、緑豊かな空間づくりに努める。	●駐車場の緑化、建物の壁面緑化等により、緑豊かな空間づくりに努める。
		●敷地内に緑等がある場合は、できる限り保存・活用を図る。	●敷地内に緑等がある場合は、できる限り保存・活用を図る。	●敷地内に緑等がある場合は、できる限り保存・活用を図る。	●敷地内に緑等がある場合は、できる限り保存・活用を図る。	●敷地内に緑等がある場合は、できる限り保存・活用を図る。
				●商業系施設と住居系施設が隣接する場合、緩衝となる植栽を設けるなど近隣に配慮する。	●工業系施設と住居系施設が隣接する場合、緩衝となる植栽を設けるなど近隣に配慮する。	
	色彩 現在：2～3項目 ↓ 改定：3項目	●多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。	●多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。	●多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。	●多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。	●多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する。
		●暖かみや落ち着きを感じられる色彩を基調とし、周辺との調和を図る。	●にぎわいの中にも秩序を感じられる色彩を基調とし、周辺との調和を図る。	●暖かみを感じられる色彩を基調とし、周辺との調和を図る。	●暖かみを感じられる色彩を基調とし、周辺との調和を図る。	●明るく親しみやすい色彩を基調とし、周辺との調和を図る。
		●上記のほか、外壁及び屋根の色彩は別に定める色彩基準を満たすものとする。	●上記のほか、外壁及び屋根の色彩は別に定める色彩基準を満たすものとする。	●上記のほか、外壁及び屋根の色彩は別に定める色彩基準を満たすものとする。	●上記のほか、外壁及び屋根の色彩は別に定める色彩基準を満たすものとする。	●上記のほか、外壁及び屋根の色彩は別に定める色彩基準を満たすものとする。
夜間照明 現在：2項目 ↓ 改定：2～3項目	●暖かみのある光源を用い、周囲と調和した夜間景観を演出するよう照明方法を工夫する。	●暖かみのある光源を用い、周囲と調和した夜間景観を演出するよう照明方法を工夫する。	●暖かみのある光源を用い、周囲と調和した夜間景観を演出するよう照明方法を工夫する。	●暖かみのある光源を用い、周囲と調和した夜間景観を演出するよう照明方法を工夫する。	●暖かみのある光源を用い、周囲と調和した夜間景観を演出するよう照明方法を工夫する。	
	●点滅・動光する誘目性の高い光源は使用しない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く。	●点滅・動光する誘目性の高い光源は使用しない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く。	●点滅・動光する誘目性の高い光源は使用しない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く。	●点滅・動光する誘目性の高い光源は使用しない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く。	●点滅・動光する誘目性の高い光源は使用しない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く。	
			●商業系施設と住居系施設が隣接する場合、過度な照明を控え、周辺に配慮する。	●工業系施設と住居系施設が隣接する場合、過度な照明を控え、周辺に配慮する。		